

「官公庁施設の建設等に関する法律」(抄)

(昭和26年法律第181号)

(用語の定義)

第2条5 この法律において「各省各庁の長」とは、衆議院議長、参議院議長、最高裁判所長官、会計検査院長並びに内閣総理大臣及び各省大臣をいう。

(營繕計画書)

第9条 各省各庁の長は、毎会計年度、その所掌に係る国家機関の建築物の營繕及びその附帯施設の建設に関する計画書（以下「營繕計画書」という。）を前年度の7月31日までに財務大臣及び国土交通大臣に送付しなければならない。但し、一件につき総額百万円をこえない修繕又は模様替えについては、この限りでない。

- 2 前項の營繕計画書には、当該建築物及びその附帯施設の位置、規模、構造、工期及び工事費を記載するものとする。
- 3 第1項の規定により營繕計画書の送付を受けたときは、国土交通大臣は、これに関する意見書を8月20日までに当該各省各庁の長及び財務大臣に送付しなければならない。

營繕計画書に関する意見書制度

